山陰ケーブルビジョン加入約款

山陰ケーブルビジョン㈱（以下「当社」という。）と、当社が松江市で行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に締結する契約（以下「加入契約」という。）は、以下の条項によります。

（当社の提供するサービス）

第１条　当社は、現業務区域内において次のサービスを提供します。

⑴　当社が受信可能なテレビジョン及びＦＭ放送の有線による同時再放送業務。

⑵　テレビジョンの自主放送番組を有線で放送する業務。

⑶　上記事業に付帯するサービス業務。

（契約の単位）

第２条　この加入契約は、第５条４項に定める一世帯毎に行います。

２．事業所等住居以外の場所に設置する受信機についてのサービス加入契約は、原則前項の加入契約にかかわらず受信機の設置ごとに行うものとします。

３．有料チャンネル契約は、セットトップボックス（以下「ＳＴＢ」という。）一台ごとに行います。

（契約の成立及び条件）

第３条　加入契約は、加入申込者があらかじめこの加入約款を承認のうえ、別に定める加入申込書に必要な事項を記載して申し込み、当社がこれを承認したときに成立します。

２．当社は、加入者引き込み線を設置し保守することが技術上、経営上困難な場合、加入の承諾を撤回することができるものとします。

（業務区域の掲示・閲覧）

第４条　当社は、その業務区域について、当社の事務所、及びホームページに掲示し、又は閲覧に供します。

（加入時の設置負担金）

第５条　加入者は一契約について別表料金表に定める加入時の設置負担金を当社に支払うものとします。

２.一引込で同一世帯に２つ以上の受信機がある場合は、加入者は上記加入時の設置負担金を支払い、１つの受信機以外の受信機については、加入時の設置負担金を必要としません。（有料放送は別途とします。）

３．アパート・マンション及び共聴受信施設等、特別な施設で加入する場合には、別途とします。

４．この規約に定める同一世帯とは、同一の住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居、もしくは生計を維持する単身者をいいます。

５．支払われた加入時の設置負担金は、次の場合においてそれぞれ定める金額を返金します。

加入契約成立の日から当社のサービスの提供が開始される日までに、天災地変等の非常災害により加入者から解約の申し出があった場合は、支払われた加入時の設置負担金の全額。

加入契約成立の日から当社のサービスの提供が開始される日までの間に転居その他の事由により加入者からの解約の申し出があった場合において、施設の設置工事着手後のときは、支払われた加入時の設置負担金から設置場所変更工事負担金を差し引いた額。

（利用料）

第６条　加入者は、当社のサービスの提供を受け始めた日の属する翌月分から、この加入契約の解約を申し出た日の属する月分まで、加入契約ごとに別表料金表に定める基本利用料を前納で当社に支払うものとします。

２．ＣＳ基本チャンネルをご利用の加入者は、別表料金表に定めるＣＳ基本チャンネル利用料、又は希望した有料チャンネルの有料放送利用料を、サービスの提供を受け始めた月から支払うものとします。

３．全ての加入者は、別表料金表に定める基本利用料を支払うものとし、ＳＴＢ取り付けにより視聴可能なチャンネルのみのサービスを受けることはできません。

４．アパート・マンション及び共聴受信施設等、特別な施設で加入する場合には、別途とします。

５．落雷等、やむを得ない事由により当社が、第１条に定めるサービスの提供が出来なかった場合でも、原則として利用料の減額、又は返却は行わないものとします。

６．社会、経済情勢の変化に伴い、利用料を改定することがあります。その場合、前納額を支払った加入者の未経過期間についてはこれを据え置くこととします。

７．当社が設定した利用料には、ＮＨＫが定めるすべての受信料、及び有料放送事業者で直接加入者との契約を有するものの視聴料は含まれておりません。

（加入時の設置負担金・利用料の支払い方法）

第７条　加入時の設置負担金・利用料の支払いは当社と加入者の合意の上、原則金融機関の自動振替もしくはクレジットカード払いによるものとします。自動振替の場合、金融機関の預金口座振替依頼書によるものとします。また、指定された月日に入金のない場合、別表料金表に定める手数料を加算して支払うものとします。

（当社の責任及び免責事項）

第８条　当社の保守責任範囲は、次の通りとします。

①　光電変換装置、及びその電源供給器まで

②　告知端末（但し販売した告知端末は除きます）

③　ＳＴＢ（但し販売したＳＴＢは除きます）

２．当社のサービスの提供を受けることについて、加入者の施設（光電変換装置の出力端子から加入者の受信機の入力端子までの施設をいいます。以下同じ。）及び受信機等に起因する事故が生じた場合があっても、当社はその責任を負わないものとします。

３．天災地変その他不可抗力によって事故が生じた場合、当社はそれによる損失利益及びこれにかかる費用等、その責任を負わないものとします。

４．加入者は、故意又は過失により当社の施設に障害・故障をもたらした場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

５．当社は、事情によりサービス内容及び放送内容の変更を行う場合があります。

尚、変更によって起こる損害賠償には応じません。

（施設の設置及び費用の負担）

第９条　当社のサービスを提供するために必要とする施設の設置工事はすべて当社又は当社の指定する業者が行います。

２.当社は、当社の施設（主幹施設から引込端子まで）の設置に要する費用を負担します。また加入者は、引込線（当社の施設から分岐して、加入者が所有し、もしくは占用する家屋又は構築物の取入口の光電変換装置までの施設）の設置に要する費用を負担し、その施設は当社が管理所有します。

３．加入者は、加入者の施設の設置に要する費用を負担し、その施設を所有します。

４．引込端子から光電変換装置に至る迄に、自営柱・地下埋設・配管・コンクリート建造物等の貫通等特殊工事を必要とする場合は、加入者がその費用を負担します。

５．加入者は、当社のサービスを提供するために必要とする施設と加入者の受信機以外の施設とを接

続することはできません。

（施設設置場所の無償使用）

第 10 条　当社は、施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有し、もしくは占有する敷地・家屋・構築物等を無償で使用させていただきます。

２．加入者は、当社及び加入者の施設の設置について、あらかじめ地主・家主その他利害関係人の承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

（便宜の提供）

第 11 条　加入者は、当社又は当社の指定する業者が施設の検査、修理を行なうため、加入者の敷地、家屋、構築物等への出入りについて協力を求めた場合には、これに便宜を提供するものとします。

（故障及び保守）

第 12 条　当社又は当社の指定する業者は、加入者から当社の提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、速やかにこれを調査し必要な措置を講ずるものとします。

２．加入者は、当社の提供をするサービスの受信に異常をきたしている原因が加入者の施設による場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

３．加入者は、当社が施設の維持管理の必要上、当社のサービスの提供が一時的に停止する場合があることを承認するものとします。

（休止及び再開等）

第 13 条　加入者は、当社のサービスの提供を休止又はその再開を希望する場合は、直ちに当社にその旨を申し出るものとします。この場合は、休止を申し出た日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は第６条の規定にかかわらず無料とします。但し、休止期間は１年以内とし、休止月より１年経過後は自動的に解約されるものとします。

２．加入者は前の規定による当社のサービスの提供の再開を希望する場合は、一つの引き込みごと一手続きにつき別表料金表に定める手数料を当社に支払うものとします。

（設置場所の変更等）

第 14 条　加入者は、次の場合に限り受信機の位置を変更することができます。

⑴　同一敷地内

⑵　同一敷地外では、変更先が当社の業務区域内にあり、かつ最寄りの引込端子に余裕が有る場合

２．前１項の規定により、移設、増改築等、加入者の都合による引込線の移動が生じる場合については、加入者が別表料金表に定める設置場所変更工事負担金を当社に支払うものとします。

（名義変更）

第 15 条　次の場合において加入者の異動を生じるときは、当社の承認を得て加入者は、旧加入者の名義を変更できるものとします。

⑴　相続又は法人合併の場合

⑵　新加入者が、加入規約に定める旧加入者の同意を得て当社のサービスの提供を受けることについての旧加入者の権利義務を継承する場合

２．前項の規定により名義を変更しようとするときは、新加入者は別表料金表に定める手数料をそえて当社に申し出るものとします。但し、親族間での名義変更については手数料を申し受けません。

（加入申込記載事項の変更）

第 16 条　加入者は、加入申込記載のサービス内容の変更を希望する場合には、別途当社が指定する方法によって当社に申し出るものとします。申し出のあった場合、当社は速やかに変更された契約内容に基づきサービスを提供します。

２．前項の他、加入申込書に記載された事項について変更がある場合には、加入者は書面にて当社に申し出るものとします。

（加入契約の解約）

第 17 条　加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、直ちに当社にその旨を申し出るものとします。

２．加入契約の解約の日は、前項の申し出があった日とします。但し、天災地変等非常災害により前項の申し出することができなかったものと認められる場合は、当該非常災害の発生の日とすることがあります。

３．加入契約の解約の場合、支払われた加入時の設置負担金は第５条第５項を除き返金しないものとします。

４．当社は、加入契約が解約された場合、加入者引込線及び端末設備を撤去します。但し、撤去に伴い加入者の所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物設備等に復旧を要した場合、その復旧費は加入者が負担するものとします。

５．第４項の場合に第９条第１項、第４項、第 11 条の規定を通用するものとします。

（利用料の精算）

第 18 条　加入契約が解約になった場合において、すでに支払われた利用料に過払いがある場合、第６条に定める前納額を支払った加入者の未経過期間に対して返金する過払い額は、前納支払い額から経過期間に対する月額による利用料額（経過期間が６ヵ月以上である場合は、当該６ヵ月分について６ヵ月前納額により支払ったものとみなして算出した額とします。）を差し引いた残額とします。尚、１ヵ月未満の日割返済はいたしません。

２．利用料が支払われた期間の利用料について、その利用料の改定があり、過払い額がある場合は、改定額により算出して返金します。

（加入者の禁止事項等）

第 19 条　加入者が無断で設備の改変や増設をしたことによって当社又は他の加入者に受信障害など不利益が生じた場合、改変、増設した加入者が賠償責任を負うものとします。

２．当社が提供する内容を、当社の承諾なしに営業目的に使用したり、複製その他の方法で第三者に提供することを禁じます。

３．営業目的等のために当社のサービスの提供を受ける場合、当社が保有する著作権及び著作隣接権に関する対価を請求することがあります。

４．その他当社又は他の加入者の不利益になる行為を禁じます。

（加入者の義務違反による停止及び解除）

第 20 条　当社は、加入者にこの加入約款に違反する行為があったと判断するときは、当該加入者に催告の上、サービスの提供を停止し、あるいは加入契約を解除できるものとします。当該加入者の不在などで、催告が不可能な場合にも同じとします。

２．前項により加入契約を解除された加入者は、第５条第５項に定める加入時の設置負担金の返金はありません。

３．加入者が、当社が判断する義務違反による停止及び解除から復旧を希望する場合は、当社がその復旧を認めた上で、復旧するのにかかる費用は当該加入者の負担として復旧するものとします。

４．第１項、第２項の場合に第９条第１項、第４項、第１１条の規定を通用するものとします。

（不正視聴）
第 21 条　当社との間に加入契約を成立させることなく当社の設備を使用している者は、これを不正視聴者として、次の損害賠償を請求するものとします。
⑴　設備に損傷を生じさせている場合は、その復旧に要する全費用。
⑵　権利損害金として、当社が不正視聴者の受信機が設置されている地域に設備を設置してサービスを開始した日より不正視聴を当社において確認したときに至るまでの利用料、及び加入時の設置負担金

（領収証の省略）
第 22 条　加入時の設置負担金、利用料その他金融機関の自動振替によるお支払については、原則として加入者への領収書は発行しないものとします。

（㈱WOWOWの視聴）
第 23 条　㈱WOWOWの視聴は、別に定める申込書にて申し込むことができます。

（ＳＴＢの貸与）
第 24 条
⑴　ＳＴＢ本体は当社の所有とし、加入者のうち希望者に当社指定のＳＴＢを貸与するものとします。但し販売したＳＴＢは除きます。
⑵　ＳＴＢ設置に伴う取り付け費用、リモコン代、及び加入者設備の変更に要する費用は、貸与された加入者負担といたします。
⑶　貸与された加入者は、ＳＴＢを善良な管理者の注意をもって取り扱い、当社の承諾なしには移動又は取りはずしができないものとします。
⑷　貸与された加入者は、解約、契約の停止及び解除となった時には、ＳＴＢを当社に速やかに返却するものとします。
⑸　貸与された加入者は何らかの理由で前項の返却が不能となった場合、あるいは故意又は過失によるＳＴＢの破損、紛失の場合には、その損害の相当分を当社に支払うものとします。
⑹　ＳＴＢの設置は、不特定多数の者に供する場所、及び入場料を徴収する場所には原則として設置できないものとします。

（告知端末の貸与）
第 25 条
⑴　告知端末は当社の所有とし、当社指定の告知端末を貸与するものとします。但し販売した告知端末は除きます。
⑵　告知端末設置に伴う取り付け費用、及び加入者設備の変更に要する費用は、貸与された加入者負担といたします。
⑶　貸与された加入者は、告知端末を善良な管理者の注意をもって取り扱い、当社の承諾なしに移動又は取りはずしができないものとします。
⑷　貸与された加入者は、解約、契約の停止及び解約となった時には、告知端末を当社に速やかに返却するものとします。
⑸　貸与された加入者は、何らかの理由で前項の返却が不能となった場合、あるいは故意又は過失による告知端末の破損、紛失の場合には、その損害の相当分を当社に支払うものとします。

（Ｂ－ＣＡＳカード・Ｃ－ＣＡＳカードの取扱いについて）
第 26 条　Ｂ－ＣＡＳカード・Ｃ－ＣＡＳカードの取扱いについては、５ページ目の「Ｂ－ＣＡＳカード・Ｃ－ＣＡＳカード使用許諾契約約款」に従います。

（加入者個人情報の取扱い）
第 27 条　当社の保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律等に基づくほか、当社が定める基本方針（以下「宣言書」という）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

（加入者個人情報の利用目的等）
第 28 条　当社は、第１条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。
⑴　サービス契約の締結
⑵　サービス料金の請求
⑶　サービスに関する情報の提供
⑷　サービスの向上を目的とした視聴者調査
⑸　受信装置の設置及びアフターサービス
⑹　サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
⑺　サービスの提供に関連しての第三者への提供（第三項に該当する場合に限る）
　２．当社は、次に掲げる場合を除き、予め加入者本人（以下「本人」という）の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
⑴　法令に基づく場合
⑵　人の生命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
⑶　公衆衛生の向上、又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
⑷　国の機関、もしくは地方公共団体、又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
　３．当社は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。但し、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
⑴　本人が書面等により同意した場合
⑵　本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項を予め本人に通知し、又は宣言書に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき。
ア　第三者への提供を利用目的とすること
イ　第三者に提供される加入者個人情報の項目
ウ　第三者への提供の手段、又は方法
エ　本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
⑶　第 29 条の規定により、加入者個人情報の取扱いを委託する場合
⑷　加入者の個人情報の変更が生じた場合で、当社の代理店に登録情報の修正を連絡するとき。
　４．当社が、前項により加入者個人情報を提供する第三者は、別に定めます。
　５．当社は、第３項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏洩、滅失、又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持、その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。
　６．当社は、本人から当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なくこれを通知します。但し、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。なお利用目的を通知しない場合はその旨を本人に対して通知します。
⑴　本人、又は第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害するおそれがある場合
⑵　当社の権利、又は正当な利益を害するおそれがある場合

⑶　国の機関、又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（加入者個人情報の取扱いの委託）

第 29 条　当社は、加入者個人情報の取扱いの全部、又は一部を委託することがあります。

２．前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。

３．当社は、第１項の委託先との間で、業務委託契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

４．第１項の委託先が加入者個人情報の取り扱いの全部、又は一部を再委託する場合には、再委託先に第２項及び第３項と同様の措置を義務付けます。

（加入者個人情報安全管理措置）

第 30 条　当社は、加入者個人情報の漏洩、滅失、又はき損の防止、その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理、その他宣言書に定める措置をとります。

（本人による開示の求め）

第 31 条　本人は、当社の宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。

２．当社は、前項の求めを受けたときは遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じ）当該情報を開示します。但し、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。

⑴　本人、又は第三者の生命、身体、財産、その他の権利利益を害するおそれがある場合

⑵　当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

⑶　他の法令に違反することとなる場合

３．当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し遅滞なく理由を付して文書で通知します。

（本人による利用停止等の求め）

第 32 条　本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、当社に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

⑴　当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除

⑵　加入者個人情報の利用の停止

⑶　加入者個人情報の第三者への提供の停止

２．当社は、前項の求めに理由があると認めたときは、遅滞なく必要な措置をとります。

３．当社は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）、及びその理由を、本人に対し遅滞なく文書により通知します。

（本人確認と代理人による求め）

第 33 条　当社は、第 28 条第６項、第 31 条１項又は第 32 条第１項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。

２．本人は、第 28 条第６項、第 31 条１項又は第 32 条第１項の求めを、代理人によって行うことができます。

（本人の求めに係る手数料）

第 34 条　当社は、第 28 条第６項及び第 31 条１項の求めを受けた場合は、別に定める手数料を請求します。

２．前項の手数料は、当社から本人（加入者に限る）に対して通知、又は開示をした月の放送利用料金と合わせて収納します。

３．加入者以外の本人に係る手数料は、宣言書に定める手続きによります。

（苦情処理）

第 35 条　当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

２．前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

（本人が行う求め、及び苦情等の受付窓口）

第 36 条　当社は、第 28 条第６項、第 31 条第１項又は第 32 条第１項に基づく求め、第 35 条に基づく苦情の受付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては宣言書、及びこの契約約款の末尾に掲載された窓口において受け付けます。

（保存期間）

第 37 条　当社は、保有する加入者個人情報の保存期間を別に定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去できるものとします。但し、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

（加入者個人情報の漏洩等があった場合の措置）

第 38 条　当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏洩があった場合には、速やかにその事実関係を本人に通知します。

２．当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏洩、滅失、又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。

３．前２項の規定は、通知又は公表することにより、第 31 条第２項各号に該当する場合には、この限りではありません。

（約款の改正）

第 39 条　この約款は、総務大臣に届け出て改正することがあります。その場合、契約内容は改定後の約款によることとします。

（定めなき事項）

第 40 条　この約款に定めてない事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社と加入者が誠意をもって協議のうえ円満に解決にあたるものとします。

付　　則

⑴　当社は、特に必要があるときは、この規約に特約を付けることができるものとします。

⑵　この規約は、令和６年 10 月１日から施行します。

＜個人情報相談・苦情窓口＞

山陰ケーブルビジョン株式会社
電話：0852-23-2522
FAX：0852-24-9111
電子メール：mable-info@mable.ne.jp

≪別表料金表≫

対象エリア：松江市全域

1．設置負担金

項　　目	金　　額
設　置　負　担　金	５５，０００円

2．利　用　料

項　　目	金　　額	
利　　用　　料	月払い　２，２００円 ６ヶ月前払い　１２，５４０円 12ヶ月前払い　２４，２００円	地上デジタル放送 ＢＳデジタル放送 告知端末（一契約につき１台無償貸与）
ＣＳ基本チャンネル利用料	購入ＳＴＢ 月払い　１，４３０円／一台	購入したＳＴＢでＣＳ基本チャンネルを利用する場合 ※月払いのみとなります
	有料貸与ＳＴＢ 月払い　１，７６０円／一台	ＳＴＢ貸与料込み ※月払いのみとなります
（有料放送利用料） スターチャンネル 衛星劇場 グリーンチャンネル	 月払い　１，９８０円／一台 月払い　１，９８０円／一台 月払い　１，１００円／一台	※月払いのみとなります

3．工　事　料

項　　目	金　　額	
宅　内　工　事　費	実費（加入者負担）	加入者宅状況により費用が異なります
放送追加工事負担金	１９，８００円	通信契約中であって、放送追加工事をする場合
通信追加工事負担金	１９，８００円	放送契約中であって、通信追加工事をする場合
設置場所変更工事負担金	３３，０００円	引込み線の移動を伴う場合（特殊工事、宅内工事を除く）
ＳＴＢ　リ　モ　コ　ン	２，７５０円	リモコンは買取り

4．諸手数料

項　　目	金　　額	
遅　延　手　数　料	１１０円	１ヶ月につき
名義変更手数料	１，１００円	１件につき
事　務　手　数　料	３，３００円	１手続きにつき
再　開　手　数　料	３，３００円	１手続きにつき

※上記の金額には消費税が含まれております。

ＣＡＴＶ専用Ｂ－ＣＡＳカード使用許諾契約約款（KB0008D）

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等（以下「ＣＡＴＶ用受信機器」といいます）には、デジタル放送を受信するためのＩＣカード（ＣＡＴＶ専用Ｂ－ＣＡＳカード）（以下「カード」といいます）が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（Ｂ－ＣＡＳ社）（以下「当社」といいます）が社団法人日本ケーブルテレビ連盟（以下「ＪＣＴＡ」といいます）と契約し、ＪＣＴＡを経由してご加入のケーブルテレビ局（以下「ＣＡＴＶ会社」といいます）に配布しているものです。

当社は、このカードを、この約款の契約（ＣＡＴＶ専用Ｂ－ＣＡＳカード使用許諾契約）に基づいてお客様に貸与します。

お客様がＣＡＴＶ会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第１条（カードの使用目的）

このカードには、ＣＡＴＶ用受信機器を制御する集積回路（ＪＣ）が内蔵されており、ご加入のＣＡＴＶ会社がカードの使用を認めたＣＡＴＶ用受信機器において、ご加入のＣＡＴＶ会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、ＢＳデジタル放送および110度ＣＳデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送（以下まとめて「放送サービス」といいます）を受信する目的で使用されます。

第２条（カードの所有権と使用許諾）

このカードの所有権は、当社に帰属します。

２．この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用できます。

第３条（カードの管理）

お客様は、このカードをＣＡＴＶ用受信機器に常時装着した状態で使用･保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

第４条（カードの故障交換等）

カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のＣＡＴＶ会社に連絡してください。ＣＡＴＶ会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は無償での交換となります。

① カードの使用を開始してから、３年以上経過している場合。

② カードの故障が、お客様の不適切な取扱いに起因するものである場合。

２．当社に故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故障により、第１条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じても、当社はその責任を負いません。

第５条（カードの破損、紛失、盗難等および再発行）
カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のＣＡＴＶ会社に連絡してください。ＣＡＴＶ会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第６条（カードの交換依頼）
カードの不具合やシステム変更（バージョンアップ）等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のＣＡＴＶ会社を通じてお客様にカード交換をお願いすることがあります。

第７条（不要になったカードの処置等）
ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のＣＡＴＶ会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第８条（禁止事項）
このカードを、第１条のカードの使用目的に反して、ご加入のＣＡＴＶ会社がカードの使用を認めたＣＡＴＶ用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のＣＡＴＶ会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。

２．カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。

３．カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。

４．カードを第三者にレンタル、リース、賃貸または譲渡することはできません。

第９条（損害賠償）
お客様が第８条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第 10 条（約款の変更）
この約款は変更することがあります。この約款の変更事項または新しい約款については、当社のホームページ (https://www.b-cas.co.jp) に掲載します。

［別表］カード再発行費用
第４条第１項および第５条に規定するカード再発行費用 2,000 円（消費税込み）以下でＣＡＴＶ会社の定めによる

２．前項のカード再発行費用は、ご加入のＣＡＴＶ会社へお支払いいただきます。

株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ

ＦＴＴＨアクセスサービス契約約款

第１章　総　　則

（約款の適用）

第１条　山陰ケーブルビジョン株式会社（以下「当社」といいます）は、松江市内において、ＦＴＴＨアクセスサービス契約約款（以下「約款」といいます）並びに当社が別に定めるＦＴＴＨアクセスサービスに係る料金表（以下「料金表」といいます）により、サービスを提供します。

（約款の変更）

第２条　当社は、この約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は変更後の約款によります。

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	用　語	用　語　の　意　味
1	電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2	電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること。その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3	電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4	電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5	ＦＴＴＨアクセスサービス	主としてデータ通信の用に共することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6	ＦＴＴＨアクセスサービス取扱所	⑴　インターネット接続サービス等に関する業務を行う当社の事業所 ⑵　当社の委託によりインターネット接続サービス等に関する契約事務を行う者の事業所
7	契約	当社からインターネット接続サービス等の提供を受けるための契約
8	契約者	当社と契約を締結している者
9	契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10	端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
11	端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換や光電変換等の機能を有する電気通信設備
12	自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13	自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14	相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15	技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
16	回線相互接続	相互接続事業者の電気通信回線と当社の電気通信回線を相互に接続すること
17	共同引込契約	契約者とのインターネット接続サービス等の契約に先立って、建物代表者との間に締結される、契約者回線の設置に係る当該建物の使用許諾契約
18	消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
19	本人	当社が保有する契約者個人情報に関し、利用目的、契約者個人情報により識別される特定の個人

第２章　契　　約

（ＦＴＴＨアクセスサービスの種類等）

第４条　契約には、料金表に規定する種類、品目等があります。

（データ伝送速度の制限）

第５条　当社は、一の契約者回線において、当社のＦＴＴＨアクセスサービスの提供、他の契約者のＦＴＴＨアクセスサービスの利用又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼしもしくは及ぼすおそれのある場合は、その契約者回線の最大符号伝送速度を制限することがあります。

（契約の単位）

第６条　当社は、契約者回線１回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき１人に限ります。

（契約者回線の終端）

第７条　当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

２　当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

（契約申込みの方法）

第８条　契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を、契約事務を行うＦＴＴＨアクセスサービス取扱所に提出していただきます。

⑴　料金表に定めるＦＴＴＨアクセスサービスの種類、品目等。

⑵　契約者回線の終端とする場所。

⑶　その他ＦＴＴＨアクセスサービスの内容を特定するために必要な事項。

（契約申込みの承諾）

第９条　当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

但し、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

この場合、当社は申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

２　当社は、前項の規定にかかわらず、ＦＴＴＨアクセスサービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

３　当社は、第１項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

⑴　契約者回線を設置し、又は保守をすることが技術上著しく困難なとき。

⑵　契約の申込みをした者がＦＴＴＨアクセスサービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

⑶　その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

⑷　申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていないことが判明したとき。

（ＦＴＴＨアクセスサービスの種類等の変更）

第 10 条　契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービス等の種類、品目等の変更の請求をすることができます。

２　前項の請求の方法及びその承諾については、第８条（契約申込みの方法）及び９条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の移転）

第 11 条　契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

２　契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

３　当社は、第１項の請求があったときは、第９条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

４　第１項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

（ＦＴＴＨアクセスサービスの利用の一時休止）

第 12 条　当社は、契約者から請求があったときは、ＦＴＴＨアクセスサービスの利用の一時休止（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

２　ＦＴＴＨアクセスサービスの利用の一時休止期間は、１年間を限度とします。

３　契約者が、契約者回線の休止期間を経過する前に、新たに契約者回線の再利用の請求を行わない場合は、インターネット接続サービスに関する契約は解除されたものとします。

４　加入者は前の規定による当社のサービスの提供の再開を希望する場合は、手続き毎につき別表料金表に定める手数料を当社に支払うものとします。

（その他の契約内容の変更）

第 13 条　当社は、契約者から請求があったときは、第８条（契約申込みの方法）第３号に規定する契約内容の変更を行います。

２　前項の請求があったときは、当社は、第９条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者の氏名等の変更届）

第 14 条　契約者は、その氏名、名称、住所もしくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。但し、その変更があったにもかかわらず、当社に届け出がないときは、第 18 条（当社が行う契約の解除）及び第 23 条（利用停止）に規定する通知については、当社に届け出を受けている氏名、名称、住所もしくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもってその通知を行ったものとみなします。

２　前項の届け出があったときは、当社はその届け出のあった事実を証明する書類を提示又は提出していただくことがあります。

（譲渡の禁止）

第 15 条　契約者が契約に基づいてＦＴＴＨアクセスサービスを受ける権利は、譲渡することができません。

（契約者の地位の承継）

第 16 条　相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社に届け出ていただきます。

２　前項の場合に地位を承継したものが２人以上あるときは、そのうちの１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した場合も同様とします。

３　前項の規定による代表者の届け出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうち１人を代表者として取り扱います。

（契約者が行う契約の解除）

第 17 条　契約者は、契約を解除しようとするときは、あらかじめそのことを当社に対し、解除の１ケ月前までに電子メール又は当社が別に定めるＦＴＴＨアクセスサービス取扱所に、当社所定の方法により通知していただきます。

２　前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。但し、撤去に伴い、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

（当社が行う契約の解除）

第 18 条　当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

⑴　第 12 条（ＦＴＴＨアクセスサービスの利用の一時休止）第２項の規定によりＦＴＴＨアクセスサービスの一時休止期間が１年間を超えたとき。

⑵　第 23 条（利用停止）の規定によりＦＴＴＨアクセスサービスの利用を停止された契約者が、なおそ

の事実を解消しないとき。

⑶　電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でＦＴＴＨアクセスサービスの継続ができないとき。

２　第23条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第２号の規定にかかわらず、ＦＴＴＨアクセスサービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

３　当社は、第１項の規定により、その契約を解除しようとするときは、第１項第１号の場合を除き、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

４　当社は、第１項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。但し、撤去に伴い、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第３章　付　加　機　能

（付加機能の提供等）

第19条　当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第４章　回線相互接続

（回線相互接続の請求）

第20条　契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるＦＴＴＨアクセスサービス取扱所に提出していただきます。

２　当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

（回線相互接続の変更・廃止）

第21条　契約者は、前条の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

２　前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第５章　利用中止及び利用停止

（利用中止）

第22条　当社は、次の場合には、ＦＴＴＨアクセスサービスの利用を中止することがあります。

⑴　当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

⑵　第24条（利用の制限）の規定によりＦＴＴＨアクセスサービスの利用を中止するとき。

⑶　当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。

⑷　他の電気通信事業者の電気通信サービスに障害が生じ、ＦＴＴＨアクセスサービスの提供が困難になったとき。

⑸　天災、事変等の不可抗力の事態が発生したとき。

２　前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。

３　前２項の規定により、ＦＴＴＨアクセスサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。但し、緊急時のやむを得ない場合は、この限りではありません。

（利用停止）

第23条　当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、６ヶ月以内で当社が定める期間（そのＦＴＴＨアクセスサービスの料金その他の債務（この約款により支払いを要することとなったものに限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのＦＴＴＨアクセスサービスの利用を停止することがあります。

⑴　料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。

⑵　契約の申込みにあたって、当社所定の書面に事実に反する記載を行ったこと等が判明したとき。

⑶　第52条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

⑷　第53条（利用に係る契約者の禁止事項）の規定に違反したとき。

⑸　電気通信事業法又は電気通信事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

⑹　第57条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）、第59条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。

⑺　前各号のほか、この約款に違反する行為、ＦＴＴＨアクセスサービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

２　当社は、前項の規定により、ＦＴＴＨアクセスサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第６章　利 用 の 制 限

（利用の制限）

第24条　当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって電気通信事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、ＦＴＴＨアクセスサービスの利用を制限することがあります。

２　通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

３　ＦＴＴＨアクセスサービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたと

きは、その利用を制限することがあります。

4　当社は、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することがあります。

5　当社は、契約者が当社所定の基準を超過したトラヒック量を継続的に発生させることにより、ＦＴＴＨアクセスサービスに使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、ＦＴＴＨアクセスサービスの利用を制限することがあります。

6　当社は、電気通信サービスの適正な運用上、又は第三者の利益を保護するために、当社が必要と判断した場合は、本サービスの全部、又は一部の利用を一時的に制限することがあります。

7　当社は、特定の地域等との通信が第三者によって、不正に使用されていると判断された場合には、その地域等との通信の全部、又は一部の利用の制限、又は中止する措置をとることがあります。

8　当社は、アクセスしただけでマルウェア（不正かつ有害な動作を行う、悪意を持ったソフトウェア）に感染させる可能性の高いウェブサイト（以下「マルウェア配布サイト」といいます。）に関して、当社電気通信設備で必要な範囲において通信（通信のうち「アクセス先ＩＰアドレス又はＵＲＬ」のことをいいます）を検知し、当社が指定する悪性サイトリスト作成管理団体から提供される悪性サイトリストに基づき、契約者がアクセスしようとするウェブサイトが、マルウェア配布サイトである場合には、その接続要求に対して、その通信を一時停止し、注意喚起を行うため、当該通信の制限をすることがあります。

9　当社は、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを、多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータ（以下「Ｃ＆Ｃサーバ等」といいます。）へのアクセスに係る通信に関して、当社電気通信設備で必要な範囲において通信（通信のうち「宛先ＦＱＤＮ（絶対ドメイン名）」のことをいいます。）を検知し、当社が指定するＣ＆Ｃサーバ等リスト作成管理団体から提供されるＣ＆Ｃサーバ等リストに基づき、契約者が、インターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際に、Ｃ＆Ｃサーバ等とアクセスしようとする場合には、そのアクセスを遮断し、当該通信の制限をすることがあります。

10　第８項及び第９項の規定により、契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

11　当社は、当社の電気通信設備（これに付属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するために必要な場合、本サービスの全部、又は一部の利用を中止する措置を取ることがあります。

12　契約者は書面等による請求により、第８項及び第９項による、当該制限（検知及び一時停止等又は遮断）の措置を解除することができるものとします。

（児童ポルノ画像のブロッキング）

第 25 条　当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社又は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

2　当社は、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

3　当社は、前２項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第７章　料　　金　　等

第１節　料　　金

（料金の適用）

第 26 条　当社が提供するＦＴＴＨアクセスサービスの料金は、設置負担金、基本利用料（端末接続装置使用料を含みます。）、付加機能利用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。

2　料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第２節　料金の支払義務

（利用料等の支払義務）

第 27 条　契約者は、その契約に基づいて当社がＦＴＴＨアクセスサービスの提供を開始した日の属する月（付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日の属する月）から起算して、契約の解除があった日の属する月（付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日の属する月）までの期間（提供を開始した日の属する月と解除又は廃止があった日の属する月が同一の月である場合は１ケ月間とします。）について、当社が提供するＦＴＴＨアクセスサービスの態様に応じて料金表に規定する基本利用料、使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払いを要します。

2　前項の期間において、利用料の一時休止等によりＦＴＴＨアクセスサービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

(1)　利用の一時休止をした時は、契約者はその期間中の利用料等の支払いを要しません。

(2)　利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。

(3)　前号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、ＦＴＴＨアクセスサービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区　　別	支払いを要しない料金
1　契約者の責めによらない理由により、そのＦＴＴＨアクセスサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのＦＴＴＨアクセスサービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。）。
2　移転に伴って、そのＦＴＴＨアクセスサービスを利用できなくなった期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのＦＴＴＨアクセスサービスについての利用料等。

3　当社は、支払いを要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（設置負担金の支払義務）

第 28 条　契約者は、第８条（契約申込みの方法）の規定に基づき契約の申込みを行い、当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する設置負担金の支払を要します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第 29 条　契約者は、約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払いを要します。但し、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（工事に関する費用の支払義務）

第 30 条　契約者は、契約に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。但し、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2　工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第３節　割増金及び延滞利息

（割増金）

第 31 条　契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の２倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

（延滞利息）

第 32 条　契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14．5％の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。但し、支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払があった場合はこの限りではありません。

第８章　保　　守

（当社の維持責任）

第 33 条　当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

2　当社の保守責任範囲は有償、無償にかかわらず端末接続装置までとします。

（契約者の維持責任）

第 34 条　契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

（設備の修理又は復旧）

第 35 条　当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、電気通信事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。但し、契約者の故意又は過失による電気通信設備の故障、又は滅失の場合は、その修復に要する費用を負担していただきます。

（契約者の切分け責任）

第 36 条　契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2　前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社が別に定めるＦＴＴＨアクセスサービス取扱所又は当社が指定する者が当社の別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3　当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第９章　損　害　賠　償

（責任の制限）

第 37 条　当社は、ＦＴＴＨアクセスサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったときは、本サービスの全てが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2　前項の場合において、当社は、本サービスの全てが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するＦＴＴＨアクセスサービスの基本利用料及び付加機能使用料の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3　第１項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりＦＴＴＨアクセスサービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

4　発生した損害は契約者の請求に基づき賠償します。但し、契約者は、当該請求をなし得ることと

なった日から３ヶ月以内に請求しなかったときは、その権利を失うものとします。

（免　　責）

第 38 条　当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

２　当社は、ＦＴＴＨアクセスサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

３　当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は負担しません。但し、技術的条件（電気通信事業法の規定に基づき当社が定めるＦＴＴＨアクセスサービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 10 章　個 人 情 報 保 護

（契約者個人情報の取扱い）

第 39 条　当社は、保有する契約者個人情報については、個人情報の保護に関する法律等に基づくほか、当社が別に定める個人情報の保護に関する基本方針（宣言）（以下「方針」といいます。）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

（契約者個人情報の利用目的等）

第 40 条　当社は、第１条（約款の適用）に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、契約者個人情報を取り扱います。

⑴　サービス契約の締結を行うため。

⑵　サービス料金の請求を行うため。

⑶　サービスに関する情報の提供を行うため。

⑷　サービスの向上を目的とした契約者調査を行うため。

⑸　工事の施工及び端末接続装置の設置、並びにアフターサービスを行うため。

⑹　契約者の個人情報の集計、分析を行い、個人を識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、新規サービスの開発等を行うため。

⑺　サービスを提供するために、委託先への情報提供を行うため。

２　当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ契約者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて契約者個人情報を取り扱うことはありません。

⑴　法令に基づく場合。

⑵　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑶　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

⑷　国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

３　当社は、保有する契約者個人情報について、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。但し、前項各号に定める場合には、この限りではありません。

⑴　本人が書面等により同意した場合。

⑵　本人の求めに応じて当該契約者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は方針に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき。

ア．第三者への提供を利用目的とすること

イ．第三者に提供される契約者個人情報の項目

ウ．第三者への提供の手段又は方法

エ．本人からの求めに応じて当該契約者個人情報の第三者への提供を停止すること

⑶　第 41 条（契約者個人情報の取扱いの委託）の規定により契約者個人情報の取扱いを委託する場合。

４　当社が、前項により契約者個人情報を提供する第三者は、別に定めます。

５　当社は、前項により第三者に契約者個人情報を提供する場合においては、契約者個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の契約者個人情報の安全管理（以下「契約者個人情報の安全管理」といいます。）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。

６　当社は、本人から、当社が保有する契約者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なくこれを通知します。但し、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。

⑴　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

⑵　当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合。

⑶　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（契約者個人情報の取扱いの委託）

第 41 条　当社は、契約者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。

２　前項の委託をする場合は、契約者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。

３　当社は、第１項の委託先との間で、第 40 条（契約者個人情報の利用目的等）第５項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

４　前項の契約には、第１項の委託先が契約者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第２項及び第３項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

（安全管理措置）

第 42 条　当社は、契約者個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の契約者個人情報の安全管理のため、契約者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規定の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他方針に定める措置をとります。

（本人による開示の求め）

第 43 条　本人は、当社に対し、方針に定める手続きにより、当社が保有する本人に係る契約者個人情報の開示の求めを行うことができます。

2　当社は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとします。）当該情報を開示します。但し、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。

⑴　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

⑵　当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

⑶　他の法令に違反することとなる場合。

3　当社は、前項の規定に基づき契約者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

（本人による利用停止等の求め）

第 44 条　本人は、当社が保有する自己の契約者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、方針に定める手続きにより当社に対し次に掲げる求めを行うことができます。

⑴　当社が保有する契約者個人情報の訂正、追加又は削除。

⑵　契約者個人情報の利用の停止。

⑶　契約者個人情報の第三者への提供の停止。

2　当社は、前項の求めに理由があると認めたときは、遅滞なく、必要な措置をとります。

3　当社は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及びその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

（本人確認）

第 45 条　当社は、第 40 条第 6 項、第 43 条第 1 項又は第 44 条第 1 項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、方針に求める手続きにより行います。

2　本人は、第 40 条第 6 項、第 43 条第 1 項又は第 44 条第 1 項の求めを、代理人によって行うことができます。

（本人の求めに係る手数料）

第 46 条　当社は、第 40 条第 6 項、第 43 条第 1 項の求めを受けた場合は、別に定める手数料を請求します。

2　前項の手数料は、当社から本人（契約者に限る）に対して、通知又は開示をした月の基本利用料等と合わせて収納します。

3　契約者以外の本人に係る手数料は、別途定める手続きによります。

（苦情処理）

第 47 条　当社は、契約者個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2　前項の苦情処理の手続きは方針に規定します。

（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）

第 48 条　当社は、第 40 条第 6 項、第 43 条第 1 項又は第 44 条第 1 項に基づく求め、第 47 条に基づく苦情の受け付け、その他契約者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、方針及び本契約約款末尾に掲載された窓口において受け付けます。

（保存期間）

第 49 条　当社は、保有する契約者個人情報の保存期間を別に定め、これを超えた契約者個人情報については遅滞なく消去します。但し、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

（契約者個人情報の漏洩等があった場合の措置）

第 50 条　当社は、当社が取り扱う契約者個人情報の漏洩があった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。

2　当社は、当社が取り扱う契約者個人情報の漏洩、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。

3　前 2 項の規定は、通知又は公表することで第 43 条第 2 項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第 11 章　雑　　則

（承諾の限界）

第 51 条　当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求した者に通知します。但し、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用に係る契約者の義務）

第 52 条　当社は、ＦＴＴＨアクセスサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有もしくは占用する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

2　契約者は契約者回線の終端のある構内又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために特別な設備を要する場合は、契約者の負担にてその特別な設備を設置していただくものとします。

3　契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

4　契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解しもしくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。

但し、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

5　契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

6　契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。

7　契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

8　契約者は前４項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

9　契約者は、当社から発行されたログイン名及びパスワード管理の責任を負います。ログイン名及びパスワード名を忘れた場合や盗まれた場合は、速やかに当社に届け出るものとします。

10　契約者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由するすべてのネットワークの規則に従わなくてはなりません。

11　契約者が、当社電気通信設備を契約者以外の第三者に使用させるとき、及び契約者の自営端末設備又は自営電気通信設備を介し当社電気通信設備を契約者以外の第三者に使用させるときは、約款により契約者に課すと同等の義務をこの第三者に対しても課させていただきます。この第三者が約款による義務を怠った場合、契約者はこの第三者の行為も当社に対して責任を負っていただきます。

12　契約者は、故意又は過失によって端末接続装置にき損、滅失等を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担していただきます。

（利用に係る契約者の禁止事項）

第 53 条　契約者は、ＦＴＴＨアクセスサービスを利用するにあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとし、違反を認めた場合は関係各機関に届出をすることがあります。

⑴　公序良俗に反する行為。

⑵　犯罪行為及びそれに結びつく行為。

⑶　第三者の権利、財産又はプライバシーを侵害する行為。

⑷　人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為

⑸　他者に不利益を与える行為又は誹謗中傷する行為。

⑹　上記各号の他、違法行為及び迷惑行為。

⑺　ＦＴＴＨアクセスサービスの運営を妨げる行為。

⑻　上記各号のほか、当社が不適切と判断する行為。

2　前項に該当すると当社が判断した場合、その他当社が本サービスの運営上不適当と判断した場合は、契約者に通知することなく当該情報を消去できるものとし、当社は消去理由を開示する責を負わないものとします。

3　前項に関し、当社は契約者が提供した情報を監視又は消去する義務を負うものではなく、また当社が契約者の提供した情報を消去しなかったことにより契約者又は第三者が被った障害に関し、当社は一切責任を負わないものとします。

（端末接続装置の作動費用等）

第 54 条　契約者には、端末接続装置を作動させるために必要な費用を負担して頂きます。

2　契約者は、端末接続装置の交換を請求することはできません。但し、当社が認める場合はこの限りではありません。

3　契約者から利用の一時休止の請求があったときは、当社から貸し出しの端末接続装置及びネットワーク資産を返還、又は当社により論理的に接続不可な状態に設定させていただきます。

4　契約者には契約が終了したときに、端末接続装置を返還、又は当社により論理的に接続不可な状態に設定させていただきます。

（相互接続事業者のＦＴＴＨアクセスサービス）

第 55 条　契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承諾していただきます。

2　契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のＦＴＴＨアクセスサービスの利用契約についても解除があったものとします。

（自営端末設備の接続）

第 56 条　契約者が、当社端末接続装置に自営端末設備を接続するときは、当社が別に定める書類により請求していただきます。

2　当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

⑴　その接続が技術基準に適合しないとき。

⑵　その接続が電気通信事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。

⑶　その接続により当社の電気通信事業の経営に支障を来たすおそれのある場合。

3　当社は前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。

⑴　電気通信事業法第 53 条に規定する、技術基準適合の認定を受けた端末機器を接続するとき。

⑵　電気通信事業法施行規則第 32 条第１項で定める場合に該当するとき。

4　前項の検査を行う場合、当社又は当社が指定する者は所定の身分証明書を提示します。

5　契約者は、工事担任者規則第４条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に、自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実施を監督させなければなりません。但し、工事担任者規則第３条で定める場合は、この限りではありません。

6　契約者が、その自営端末設備を変更したときも、前各項の規定に準じて取り扱います。

7　契約者が、端末接続装置に接続されている自営端末設備を取り外したときは、当社に通知していただきます。

（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

第 57 条　当社は、端末接続装置に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に対し、その自営端末設備の接続

が技術基準に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者には正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第 32 条第２項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2　前項の検査を行う場合、当社又は当社が指定する者は所定の身分証明書を提示します。

3　第１項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準に適合していると認められない場合、契約者にはその自営端末設備を端末接続装置から取り外していただきます。

（自営電気通信設備の接続）

第 58 条　契約者が、当社端末接続装置に自営電気通信設備を接続するときは、当社が別に定める書類によりに請求していただきます。

2　当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

⑴　その接続が技術基準に適合しないとき。

⑵　その接続により当社の電気通信回線設備の保守が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

3　当社は前項の請求の承諾に当たっては、電気通信事業法施行規則第 32 条第１項に該当する場合を除き、その接続が技術基準に適合するかどうかの検査を行います。

4　前項の検査を行う場合、当社又は当社が指定する者は所定の身分証明書を提示します。

5　契約者は、工事担任者規則第４条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に、自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実施を監督させなければなりません。但し、工事担任者規則第３条で定める場合は、この限りではありません。

6　契約者がその自営電気通信設備を変更したときも、前各項の規定に準じて取り扱います。

7　契約者が、端末接続装置に接続されている自営電気通信設備を取り外したときは、当社に通知していただきます。

（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

第 59 条　当社は、端末接続装置に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、この契約約款の規定に準じて取り扱います。

（サイバー攻撃への対処）

第 60 条　当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「機構法」といいます。）に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。が行う特定アクセス行為（機構法の平成 13 年１月６日から施行の附則第８条第４項第１号に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、機構が行う送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法第 116 条の２第１項第１号に定めるものをいいます。以下同じとします。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、その送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のＩＰアドレス及びその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

2　前項について、当社の電気通信回線設備に接続する端末設備等の技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定める FTTH アクセスサービスに係わる端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定または変更が生じた場合、契約者の負担により契約者の自営端末設備または自営電気通信設備の変更、または改造をしていただくことがあります。

（技術的事項及び技術資料の閲覧）

第 61 条　当社は、当社が別に定めるＦＴＴＨアクセスサービス取扱所において、ＦＴＴＨアクセスサービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がＦＴＴＨアクセスサービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（業務区域）

第 62 条　業務区域は、当社が別に定めるところによります。

（閲　　覧）

第 63 条　この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

（通信の秘密）

第 64 条　当社は電気通信事業法第４条に基づき、契約者の通信の秘密を守ります。

2　当社は、刑事訴訟法第 218 条その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。

（機密保持）

第 65 条　当社は、ＦＴＴＨアクセスサービスの契約の履行に際し、知り得た契約者の業務上の機密を第三者に漏らしません。

（裁判管轄）

第 66 条　この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入者契約により生じる一切の紛争等については松江地方裁判所を管轄裁判所とします。

付　　則

⑴　当社は、特に必要があるときは、この規約に特約を付けることができるものとします。

⑵　この規約は、令和２年４月１日から施行します。

＜個人情報相談・苦情窓口＞

山陰ケーブルビジョン株式会社
電話：0852-23-2522
FAX：0852-24-9111
E-mail：user-info@mable.ne.jp

≪別表料金表≫
対象エリア：松江市全域

●初期費用

項　目	摘　要	金　額
設置負担金	インターネット単独新規加入	55,000 円
	インターネット追加加入	19,800 円

●インターネット利用料

種　　類	金額／月額				速度(ベストエフォート)	主な標準機能
	トリプル割※1	てれび割※2	でんわ割※3	ネットのみ		
3M(メガ) コース	1,430円	1,650円	1,760円	1,980円	上り3Mbps下り3Mbps	メールアドレス=1個(容量10MB) セキュリティソフトサービス(カスペルスキー5台版) ホームページアドレス=1個(容量50MB) 動的プライベートIPアドレス=1個
30M(メガ) コース	3,300円	3,410円	3,740円	3,960円	上り30Mbps下り30Mbps	
1G(ギガ) コース	4,180円	4,290円	4,840円	5,280円	上り1Gbps下り1Gbps	メールアドレス=1個(容量10MB) セキュリティソフトサービス(カスペルスキー5台版) ホームページアドレス=1個(容量50MB) 動的グローバルIPアドレス=1個
10G(ギガ) コース※4	5,280円	5,390円	5,720円	5,830円	上り10Gbps下り10Gbps	

※1　インターネットサービスに加え、放送サービス、光でんわサービスをご利用の場合の金額
※2　インターネットサービスに加え、放送サービスをご利用の場合の金額
※3　インターネットサービスに加え、光でんわサービスをご利用の場合の金額
※4　Wi-Fi機能付きD-ONUに未対応のため、別途Wi-Fiルータのご用意が必要です

●工　事　料

工　事　種　別	摘　　要	金　　額
設置場所変更工事負担金	引込線の移動を伴う場合※	33,000 円

※引込線の移動を伴わない宅内での端末接続装置を移動する場合は実費となります。

●インターネット付加機能利用料

項　　目	金　　額
セキュリティソフトサービス	J－SAFE　330 円／月額
	カスペルスキー　5 台版　550 円／月額
おたすけ電話サービス（リモートヘルプサービス）	660 円／月額
おたすけ出張サービス	7,150 円～／1 回
固定グローバルＩＰアドレス（1 個）	550 円／月額
追加メールアドレス（1 個）	220 円／月額
ディスク容量追加（10MB）	220 円／月額
Wi-Fi（無線）機能付き D-ONU	初期登録料　3,300 円
メール転送サービス	無　　料
ウィルスメール駆除サービス ※メールのみのチェックサービスです。	無　　料
迷惑メールチェックサービス	無　　料
ウェブメールサービス	無　　料

●諸手数料

項　　目	金　額	
再開手数料	3,300円	1手続きにつき
名義変更手数料	1,100円	1件につき
延滞の手続きに関する手数料	110円	1ヶ月につき
コース変更手数料 ※ただしコースアップの場合を除きます。	2,200円	1件につき
個人情報開示手数料（1 情報主体について）	1,100円	1手続きにつき

※上記の金額には消費税が含まれております。